

Title	減損会計再論(3)
Sub Title	Accounting for the impairment of asset (3)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2015
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.58, No.1 (2015. 4) ,p.37- 56
JaLC DOI	
Abstract	<p>前2号において、設備資産に関する減損について検討したので、次に、満期保有目的金融資産に関するいわゆる減損を取り上げることにしよう。満期保有目的金融資産に関するいわゆる減損については、米国の実践においては、久しくFASBのSFAS第15号(1977年)に準拠して、プロスペクティブ方式が採用されてきたが、1993年以降は、SFAS第114号に基づいて、キャッチアップ方式が採用されるに至った。そのため、日本における理論的検討にさいしても、このふたつの方式の優劣を問う形で議論されることが多いようである。それに、筆者にしても、結論的には、プロスペクティブ方式が妥当であると考えているので、プロスペクティブ方式と、それと著しく異なった処理方法であるキャッチアップ方式とを対比的に検討すれば、よいであろう。</p> <p>ところで、資本貸与活動に属する満期保有目的金融資産および売買目的有価証券は、一面的損益計算形態であるが、価値生産活動に属する製品等は、二面的損益計算形態である。この損益計算の相違は、きわめて重要であるにもかかわらず、これまで看過されてきた。そこで、いささか寄り道になるが、まず(1)において、この損益計算形態の相違を、筆者なりに分析することとしたい。そのうえで、(2)において、プロスペクティブ方式およびキャッチアップ方式の具体的な処理方法を示すこととしたい。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20150400-0037">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20150400-0037</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 減損会計再論（3）

笠井昭次

### <要約>

前2号において、設備資産に関する減損について検討したので、次に、満期保有目的金融資産に関するいわゆる減損を取り上げることにしよう。

満期保有目的金融資産に関するいわゆる減損については、米国の実践においては、久しくFASBのSFAS第15号（1977年）に準拠して、プロスペクティブ方式が採用されてきたが、1993年以降は、SFAS第114号に基づいて、キャッチアップ方式が採用されるに至った。そのため、日本における理論的検討にさいしても、このふたつの方式の優劣を問う形で議論されることが多いようである。それに、筆者にしても、結論的には、プロスペクティブ方式が妥当であると考えているので、プロスペクティブ方式と、それと著しく異なった処理方法であるキャッチアップ方式とを対比的に検討すれば、よいであろう。

ところで、資本貸与活動に属する満期保有目的金融資産および売買目的有価証券は、一面的損益計算形態であるが、価値生産活動に属する製品等は、二面的損益計算形態である。この損益計算の相違は、きわめて重要であるにもかかわらず、これまで看過されてきた。そこで、いささか寄り道になるが、まず（1）において、この損益計算形態の相違を、筆者なりに分析することとしたい。そのうえで、（2）において、プロスペクティブ方式およびキャッチアップ方式の具体的な処理方法を示すこととしたい。

### <キーワード>

割引債、価値生産活動、二面的損益計算形態、交換的損益、物量的フロー、資本貸与活動、一面的損益計算形態、時間的損益、評価的フロー、配分思考・評価思考、プロスペクティブ方式、キャッチアップ方式

## II 満期保有目的金融資産に関する減損

前2号において、設備資産に関する減損について論じたので、次に、それとは対蹠的な処理方法が採用されるべき満期保有目的金融資産に関するいわゆる減損を検討することにしよう。すな

わち、将来の期待キャッシュフローの減少（収益力の低下）が判明した時点において、設備資産については、前2号で述べたように、減損の仕訳がなされるべきなのであるが、満期保有目的金融資産については、減損は、計上されるべきではないと筆者は考えている。そのかぎりにおいて、いわゆる減損に関する設備資産の処理と金融資産（満期保有目的金融資産）のそれとは、根本的に異なっていると言ってよいであろう。そこで、ここでは、満期保有目的金融資産に属する割引債の事例により、そのいわゆる減損に関する妥当な処理方法を組上に載せることとしたい。

まず（1）において、購入した割引債が、順調に推移したケースを想定し、満期保有目的金融資産に関する損益計算形態の特質を、価値生産活動に関するそれとの対比において明らかにする。次いで、満期保有目的金融資産に関するいわゆる減損の処理方法として、キャッチアップ方式とプロスペクティブ方式との二者を、（2）で紹介するが、筆者は、基本的には、プロスペクティブ方式が妥当であると考えているので、（3）において、キャッチアップ方式の理論的問題点を検討する。しかし、今日一般にプロスペクティブ方式として理解されている処理方法に関しても、問題がないわけではないので、その点を（4）で議論することとしたい。

#### （1）満期保有目的金融資産に関する損益計算形態の特質

いま、第I期期首に、3年後に13,310の償還額が約束されている割引債を、10,000で購入したとしよう（ $13,310 / 1.1^3 = 10,000$ 、つまり利子率は10%）。すべて予定どおりにいったとすれば、この割引債の評価額の推移、および仕訳は、図表22のようになる（会計期間は、1年とする）。

割引債に関するいわゆる減損の妥当な処理方を論ずるために、ここで、まずもって、割引債の損益計算形態の特質を、価値生産活動にかかわるそれとの対比において、明らかにしておこう。

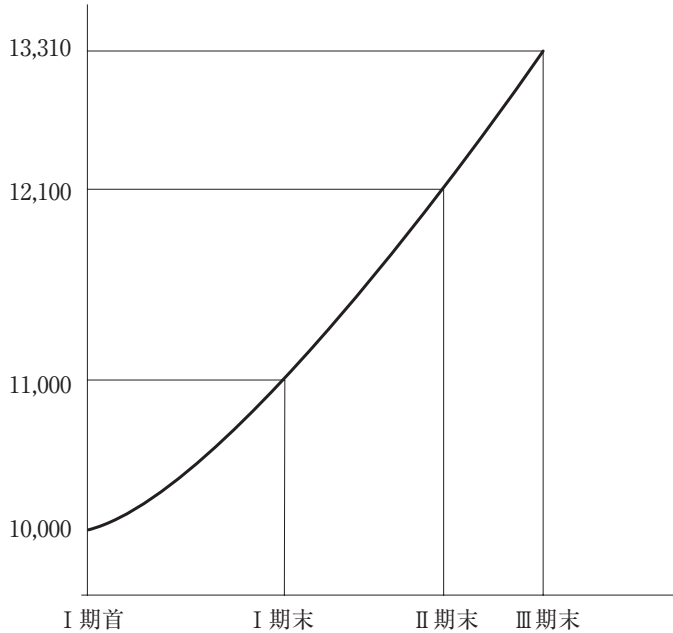
##### （i）価値生産活動に関する損益計算形態の特質

価値生産活動というのは、他者のために有益な財貨を人間労働力を用いて産出する経済活動であるから、その経済財を市場に引渡すと同時に、その対価を獲得する。このように、その損益は、「交換的損益」という特質を帯びている。したがって、会計上の損益計算においては、経済財の引渡しという犠牲（費用）と対価という成果（収益）とのふたつの要素が随伴する。つまり、不可避的に、収益と費用とにかかわる「二面的損益計算形態」をとるのである。そして、その引渡された経済財（実物財）は、人間労働力によって産出されたものであるから、その実体はいわば人間労働力であり、そのかぎりでは、その出入りには、フロー（物量的フロー）が、随伴すると言ってよいであろう。このように、価値生産活動の損益計算については、（経済財の引渡しと対価の獲得との）交換的損益であること、（収益と費用との）二面的損益計算形態であること、そして引渡された経済財（実物財）には物量的フローがあること、といった特質が、認められるのである。なお、費用については、いろいろな考え方があり得ようが、現行会計の特質が、原価＝実現原則として定式化されていることを念頭において、ここでは、当面、取得原価で測定されることを前提としておこう。

こうした特質をもつ価値生産活動の損益計算については、一般に、配分思考（収益費用観）によって説明されているようである。すなわち、いわゆる費用性資産は、一方、取得原価で評価さ

図表22

(イ) 評価額の推移



(ロ) 仕訳

第Ⅰ期期首	割引債10,000	現金10,000
第Ⅰ期期末	割引債 1,000	受取利息 1,000 (*1)
第Ⅱ期期末	割引債 1,100	受取利息 1,100 (*2)
第Ⅲ期期末	割引債 1,210	受取利息 1,210 (*3)
	現金13,310	割引債13,310

(\*1) 受取利息1,000 = 第Ⅰ期期末額11,000 - 第Ⅰ期期首額10,000

(\*2) 受取利息1,100 = 第Ⅱ期期末額12,100 - 第Ⅱ期期首額 (第Ⅰ期期末額) 11,000

(\*3) 受取利息1,210 = 第Ⅲ期期末額13,310 - 第Ⅲ期期首額 (第Ⅱ期期末額) 12,100

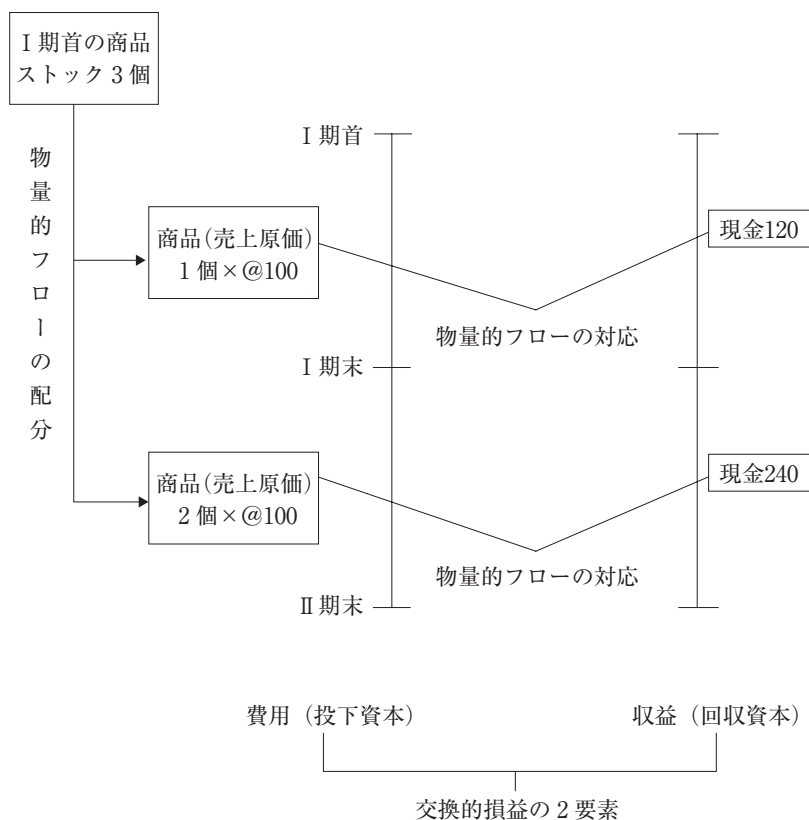
れつつ、その費消分をメルクマールとして各期に費用として配分される。他方、実現概念によって規定された収益（対価）との対応により、利益額が決定されるのである。

いま、第Ⅰ期期首に商品ストックが3個 (@100) あり、第Ⅰ期期中に1個、第Ⅱ期期中に2個が、それぞれ@120で売却されたとすれば、その損益計算の構造は、図表23のようなものになる。

こうした価値生産活動の損益計算に関する特質を、ここでは、次の3点に纏めておこう。すなわち、①収益と費用というふたつの計算要素があること、②その収益と費用とが、同一時点（あるいは同一期間）で対応させられていること（利益は、その収益と費用との差額として算出されること）、そして③その費用につき、物量的フローがあること（収益についても同じことが言えるが、当面の論点にはさしてかわりがないので、ここでは、度外視する）、という3点である。そのことは、

図表23

[価値生産活動に関する交換的損益の計算構造]



[仕訳] 第 I 期期首：[商品300, 現金300]  
 第 I 期期中：[売上原価100, 商品100] [現金120, 売上120]  
 第 II 期期中：[売上原価200, 商品200] [現金240, 売上240]

図表23から既に明らかであろうが、重要なことなので、以下において、確認しておこう。

まず①であるが、価値生産活動が交換的損益という特質を帯びているいじょう、商品の引渡し(費用)と対価の受取り(収益)というふたつの要素をもつことになる。今日、配分思考は収益費用観に属するとみなされているので、収益と費用というふたつの計算要素があることは、ごく当り前のこととみなされがちであるが、けっして、そうではない。次に述べる資本貸与活動の存在を視野に入れるかぎり、収益および費用というふたつの計算要素により損益計算が遂行されることは、けっして会計一般の特質ではなく、価値生産活動(における交換的損益)に固有の特質なのである。

そのように、ふたつの計算要素によって損益計算がなされるいじょう、その収益と費用とは、同一時点(あるいは同一期間)において生起していなければならない。両者が異なった時点(期

間)に発生したものであるなら、それらに対応させたところで、妥当な損益計算にはなり得ないことは、明らかであろう。これが、②の特質に他ならない。

ところで、現行会計は、一般に、投下資本回収計算として特質づけられているが、しかし、そこにおける投下資本と回収資本との関係は、けっして、一様ではない。そこで、この投下資本回収計算という視点から、価値生産活動に関する損益計算の特徴をみておこう。価値生産活動については、費用と収益とが、上述のように、分離独立しているので、その費用と収益とに、投下資本額と回収資本額とを分担させることが、理論的に可能となる。しかし、そのことは、けっして、会計一般の特徴ではなく、二面的損益計算形態をとる価値生産活動の損益計算に特有のものなのである。すなわち、費用と収益とが分離独立し、費用が引渡し商品という犠牲分の表現、つまり投下資本額の表現を分担しているいじょう、収益は、回収資本額を表示しているのである。このように、投下資本額と回収資本額とが、それぞれ費用と収益という別個独立の計算要素によって分担されている点に、価値生産活動に関する損益計算固有の特質が認められるのである。

最後に③であるが、費用と収益とによって独立的に損益計算が可能であるためには、費用というフロー額自体が、自律的に算出可能でなくてはならない（収益についても同じことが言えるが、当面、度外視する）。フローとストックとの関係という視点からすれば、フローがまず自律的に決定され、その結果としてストック額が導出されるという関係（つまり [フロー→ストック] という関係）になくてはならない。

その場合、フローが自律的に決定されるということの具体的な意味が、問われなくてはならない。この点、そのフローが、物量的フロー性を具えていなければならないと筆者は考えている。仕訳によってこの点を確認すれば、例えば図表23の第I期期中の [売上原価100, 商品100] という仕訳において、売上原価という費用には、現実には、商品の減少という物量的フローが随伴している。つまり、100という評価額が付された商品という1個独立の経済財が、現実<sup>1)</sup>に流出しているのである。このように、費用という計算要素が、物量的フローによって把握され得る点に、価値生産活動に関する損益計算の著しい特質があるのである。

そこで、問題は、資本貸与活動に関する割引債の損益が、こうした特質を帯びているかどうかである。今日の通説である配分思考と評価思考という枠組によれば、償却原価で評価される割引債は、取得原価で評価される製品・商品等と同じく、配分思考に属するとみなされている。しかし、そうした理解の妥当性は、けっして論証されているとは言えない。そこで、ここで改めて、検討しなくてはならない。

1) 本文では、商品という棚卸資産で説明したので、物量的フローを具備していることは明らかであるが、設備資産に関しても、同じことが言えると筆者は考えている。すなわち、原価計算においては、価値移転ということが認められているが、そのことは、物量的フローを前提にしていると思われる。しかしながら、設備資産の場合、棚卸資産とは異なり、その費消が物理的具体的に分離できない。つまり、常に全一として生産に役立っており、利用の途中で、物理的費消額を具体的に測定できないので、減価償却という計画的配分方法を用いざるを得ない。そのために、物量的フローは、たしかに、経験的には確認できない。しかし、原価計算においては、減価償却費は、仕掛品・製品等に振替えられている。こうした価値移転現象が認められているいじょう、物量的フローが存在すると言ってもよいと筆者は考えている。

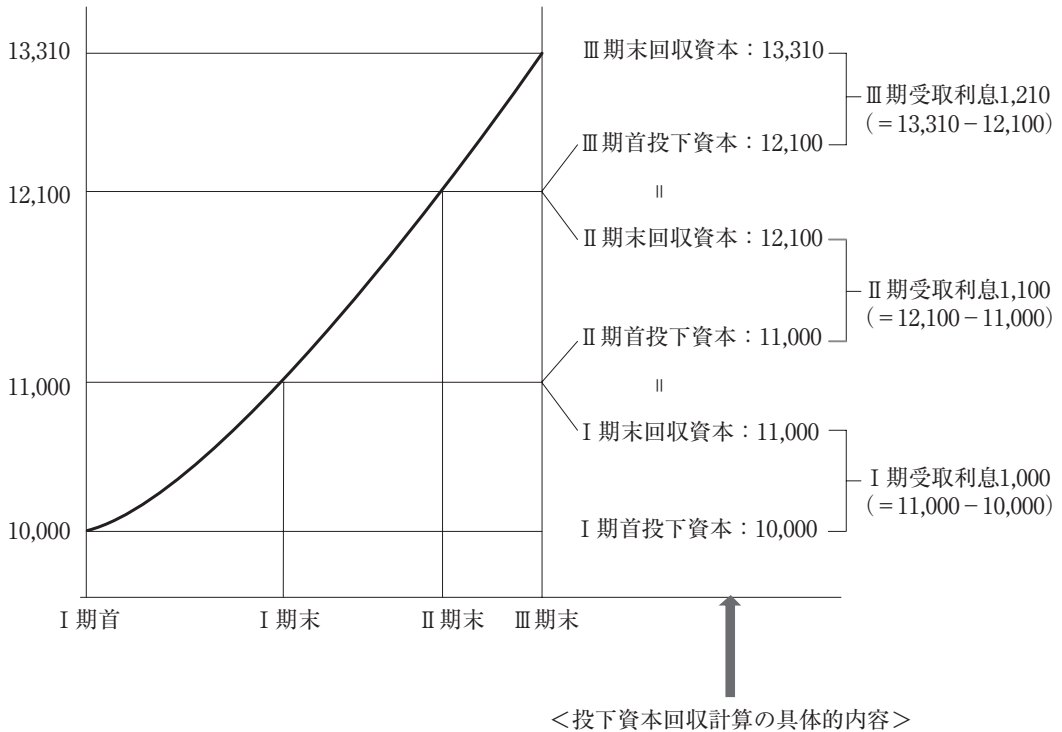


## (ii) 資本貸与活動に関する損益計算形態の特質

そこで、今日の通説的な考え方に囚われることなく、図表22の事例によって、割引債に関する損益計算の構造を筆者なりに描けば、次のようになる。

図表24

[割引債（金融資産）に関する時間的損益の計算構造]



金融資産というのは、人間労働力によって産出されたものではない。単に、何らかの将来のキャッシュフロー獲得の期待が、社会的にひとつの価値を認められ、資産概念を構成したものに他ならない。したがって、金融資産は、そうした期待価値を評価時点の価値に引き戻した割引現在価値で評価されなければならない。つまり、金融資産には、本来、評価時点のストック価値しか存在しないのである。

そうした金融資産の特質の論理必然的な結果として、2時点間の（期首と期末との）ストック価値の差額（ネット額）が、損益を形成するのである。したがって、そこでは、受取利息あるいは保有利得という1個の計算要素しか存在せず（ここでは、この受取利息あるいは保有利得を利得（赤字の場合は損失）とよび、価値生産活動に関する収益・費用と峻別することにする）、その受取利息あるいは保有利得は、理論的には、期首と期末とのストック価値の差額（ネット額）としてのみ算出され得る、という点にはくれぐれも留意されたい。そして、このように、各時点におけるス

トック価値しかないということは、逆に言えば、フロー（物量的フロー）が存在しないということに他ならない。

価値生産活動に属する商品との対比において、資本貸与活動に属する金融資産（割引債）の損益計算上の特質を挙げれば、①利得（損失）というひとつの計算要素しか存在しないこと、②その利得（損失）は、理論的には、期首と期末とのストック価値の差額としてのみ算出されること、そして③その利得（損失）には、フロー（物量的フロー）が存在しないこと、の3点に纏められるであろう。以下、この3点について、若干説明しておこう。

まず①であるが、図表22の仕訳から明らかなように、割引債については、損益計算の要素としては、受取利息という利得しか存在しない。この点で、収益と費用というふたつの計算要素が随伴する、価値生産活動に属する商品等とは、根本的に異なった損益計算の構造をもっているのである。計算要素がひとつしかないということの原因は、割引債の損益が時間的損益という特質を帯びている点に求められる。すなわち、図表24から明らかなように、そこでは、計算対象になっているのは、価値生産活動のように引渡し商品とその対価というふたつの経済財ではなく、割引債という経済財だけなのである。そして、その唯一の経済財たる割引債の債権価値が、資本の貸与という経済行為を継続することによって、増加してゆき、その2時点間（期首と期末との間）の債権価値の差額が、割引債の損益となる。このように、同一財のストック価値の時間的増加額が、受取利息という損益を構成する、という割引債の損益の特殊性のゆえに、計算要素がひとつしか存在しないのである。

しかし、今日、理論書と思われる文献においても、利息収益とか利息費用とかといった用語が頻出している。これは、価値生産活動との類似性を暗示し、理論的混乱を招くものでしかあり得ない。

交換的損益であるがゆえに、対象となる経済財がふたつあり、その結果として、収益と費用というふたつの計算要素をもつ価値生産活動と、時間的損益であるがゆえに、対象となる経済財はただひとつであり、時間の経過に伴うそのストック価値の増減差額が損益となり、したがって、利得（損失）という唯一の損益計算要素しか生じない資本貸与活動との識別は、妥当な会計理論の構築のために、根本的に重要なのである。この識別がなされていないことが、今日の会計理論の混乱を招いているのである。

次に②であるが、そのように計算要素が異なっているいじょう、その損益計算の形態も、当然のことに、価値生産活動とは異なってくる。つまり、価値生産活動のように、費用と収益というふたつのフロー（引渡し材というアウトフローと対価というインフロー）を同一時点（同一期間）で対応させることによる形態の損益計算の遂行は、不可能になる。資本貸与活動の損益が時間的損益という特質を帯びているいじょう、期首ストック額と期末ストック額との差額によって、損益計算が、遂行されることになる。すなわち、割引債は、当初の利率によって算出された割引現在価値、つまり増価（いわゆる償却原価）によって評価されるのであるが、この増価という割引現在価値は、問題になっている時点までの元利合計額に他ならない。したがって、期末時点の割



引現在価値と期首時点のそれとの差額は、その期間に発生した利息額を意味しているのである。

この点を図表24によって確認しておこう。例えば第Ⅱ期期末の割引現在価値12,100の内訳は、[元金10,000 + 第Ⅰ期受取利息1,000 + 第Ⅱ期受取利息1,100]であり、第Ⅰ期期末(第Ⅱ期期首)の割引現在価値11,000の内訳は、[元金10,000 + 第Ⅰ期受取利息1,000]であるから、そのストック差額は、第Ⅱ期受取利息1,100に他ならない。

このように、割引債(金融資産)の損益は、同一財のストック評価額の2時点差額として算出されるわけであるが、ここでは、この点を、さらに、投下資本回収計算という視点から見ておこう。筆者は、この投下資本回収計算性を会計一般の特質と考えているので、この割引債(金融資産)も、この性質を具えているはずである。しかし、価値生産活動が二面的損益計算形態であったのに対して、割引債(金融資産)は一面的損益計算形態なので、その投下資本回収計算性にしても、図表23に示したような価値生産活動におけるそれとは、異なっているはずであるが、ここでは、その点を検討することにしよう。結論的には、図表24の右下に、「<投下資本回収計算の具体的内容>」として示したものが、割引債(金融資産)に関する投下資本回収計算の構造であると筆者は考えている。すなわち、例えば第Ⅰ期期首の割引債の金額10,000は、それによって定利の獲得を可能にさせるものであるから、投下資本を意味している。この資本貸与を1年間継続すること(借り主に、10,000を1年間利用させ続けたこと)によって、第Ⅰ期期末において、利子の発生が確実にになっているし、他方、その数値にしても、契約により10%と決まっているのであるから、1,000という金額が確定している。したがって、11,000が回収資本を意味しているわけである。このようにして、第Ⅰ期期首の割引債勘定の額10,000が投下資本、第Ⅰ期期末の割引債勘定の額11,000が回収資本を表示する役割を担い、その両者の差引計算によって、時間的損益としての受取利息1,000が、投下資本回収計算として算出されるわけである。

これで第Ⅰ期の損益計算は、完了するのであるが、この第Ⅰ期期末額11,000は、翌期に繰越され、借り主に貸与する新たな元本になる。つまり、第Ⅰ期期末額11,000は、翌期に繰越すという操作を媒介として、回収資本から第Ⅱ期期首の投下資本に転換するわけである。このように、この時間的損益にかかわる一面的損益計算形態においては、期首額と期末額とが、それぞれ投下資本と回収資本とを表示する役割を分担しているわけである。

既述のように、交換的損益にかかわる商品等においては、それが二面的損益計算形態であるがゆえに、投下資本と回収資本とは、それぞれ、費用と収益とによって分担されていたが、時間的損益に関わる割引債(金融資産)においては、それが一面的損益計算形態であるがゆえに、投下資本と回収資本とは、それぞれ、期首ストック額と期末ストック額とによって分担されることになるのである。ここでは、繰越という操作を媒介として、回収資本としての当期期末額が、投下資本としての翌期期首額に転換している、という点に留意すべきであろう。

最後に③の特質を検討の俎上に載せよう。割引債の受取利息は、以上のように、割引債の2時点のストック評価差額、例えば第Ⅱ期でみれば、第Ⅱ期の期末時点の割引現在価値と期首時点の割引現在価値との差額(1,100 = 12,100 - 11,000)として算出されると筆者は考えている。しかし、

一般的には（つまり、配分思考によれば）、受取利息は、期首ストック評価額に利率を掛けることによって（例えば第Ⅱ期でみれば、 $[11,000 \times 0.1 = 1,100]$ として）算出されるとみなされているようである。つまり、配分思考によれば、まず「割引債1,100、受取利息1,100」というフローが自律的に決定され、次いで、そのフロー額1,100を期首ストック評価額11,000に加算することによって、期末ストック額12,100が算出される、と理解されているようである。こうした算出の順序によれば、フロー額の自律的決定を待ってストック額が算出されるわけであるから、計算方式としては収益費用観に属していることになる。

このように、配分思考（収益費用観）によれば、受取利息というフローがいわば既知数、期末ストック額が未知数なのである。それに対して、上述した筆者の考え方によれば、既知のふたつのストック評価額から、受取利息という未知のフロー額を算出するのであるから、資産負債観に属するということになる。かくして、割引債を資本貸与活動と位置づける拙論によれば、割引債の計算方式は資産負債観になるのに対して、配分思考に属するとみなす通説によれば、割引債の計算方式は、収益費用観になってしまうのである。どちらの見方が、妥当なのであろうか。③は、実は、この論点にかかわっているのである。

受取利息の金額については、たしかに、形式的には、ストック差額としても算出できるし、利率を用いたフローそれ自体を算出できると言えないでもない。例えば、第Ⅱ期の受取利息額についてみてみれば、次のようになる。

図表25

$$\begin{aligned}
 \text{第Ⅱ期末ストック額} - \text{第Ⅰ期末ストック額} &= 12,100 - 11,000 \\
 (\text{第Ⅱ期首ストック額}) &= 13,310 / 1.1 - 13,310 / 1.1^2 \\
 &= 13,310(1.1 - 1) / 1.1^2 \\
 &= 13,310 / 1.1^2 \times 0.1 \\
 &= 11,000 \times 0.1 = \text{第Ⅰ期末ストック額} \times \text{利率}
 \end{aligned}$$

以上のように、第Ⅱ期の受取利息の金額については、たしかに、2時点のストック差額（資産負債観という計算方式）としても、利率を用いたフローそれ自体の額（収益費用観という計算方式）としても、算出できる。通説である配分思考は、このうちの利率を用いたフロー額それ自体の算出の側面に着目して、このフロー額自体がいわば自律的に（ストック額とは別に）決定されることによって初めて、期末ストック額が算出されるのであるから、収益費用観に属しているとみなしているのであろう。しかしながら、ある数値が、二通りに算出できるからと言って、フローとストックとの本質的關係が二通りあるとみなしてしまってもよいのであろうか。

問題は、受取利息が自律的に決定される、ということの実体的な意味である。価値生産活動に関する商品の場合には、図表23に示したように、例えば第Ⅰ期期中の費用に関する仕訳「売上原価100、商品100」において、100という評価額が与えられた、ひとかたまりの商品の現実の流出があった。つまり、物量的フローが、現実に出たのである。そして、会計を誘導法に基づく記録のシステムとしてみるかぎり、この売上原価というフローが決定されないかぎり、期末のス

ストック額は、定まらない。図表23の場合、第Ⅰ期のアウトフロー額が100なので、第Ⅰ期期末のストック額は200になるが、仮に第Ⅰ期のアウトフロー額が200であるとすれば、記録のシステムとしては、その額の決定を待って初めて、100という第Ⅰ期期末のストック額が導出されるのである。このように、価値生産活動に関する商品等においては、記録としては、商品等の物量的フローが自律的に決定され、その結果として、期末ストック額が導出されるのである。したがって、収益費用観においてはフローが自律的に決定されるというとき、その自律的という用語は、物量的フローの流出を含意しているのである。

この点、割引債の場合には、どうであろう。例えば第Ⅱ期期末の〔割引債1,100, 受取利息1,100〕という仕訳において、〔売上原価100, 商品100〕と同じように、1,100という評価額が与えられた、ひとかたまりの割引債が、現実に流入したのであろうか。③の特質に留意するかぎり、そうではないはずである。すなわち、この割引債1,100には、物量的フローなど、随伴していない(割引債には、そもそも物量的フローという概念など存在しない)〔割引債1,100, 受取利息1,100〕という仕訳は、単に、割引債という同一財の評価額を、11,000から12,100にするためのものにすぎない。すなわち、翌期の損益計算を可能にするためには、割引債勘定に、翌期の期首ストック額が記録されていなければならないが、この仕訳は、そのためになされた割引債勘定のいわば修正仕訳に他ならない。その点で、売却(商品の引渡し)という物量的フローの流出を表現している〔売上原価100, 商品100〕(および〔現金120, 売上120〕)という仕訳と、本質的に異なっているのである。

以上のように、〔割引債1,100, 受取利息1,100〕という仕訳における割引債1,100には、物量的フローが欠如しているので、自律的に決定されているとは言えない。単に、期末ストック額と期首ストック額との差額を意味しているにすぎないのである。したがって、本質的には、収益費用観という計算方式ではあり得ず、資産負債観に属しているのである。

この点はきわめて重要なことなので、そのことを、既知数と未知数との関係という視点から、さらに検討しておこう。それを示せば、図表26のようになろう。

商品の場合、第Ⅰ期期中における流出が、現実に存在する(つまり物量的フローがある)ので、その自律的決定が可能である。ここでは、それを既知数化とよんでおこう。それに対して、第Ⅰ期期末額は、第Ⅰ期期中における流出額の既知数化を待って算出される。逆に言えば、第Ⅰ期期中の流出額が定まらないかぎり、その数値は、記録的には不明なのである。つまり、第Ⅰ期期末額は、未知数に他ならない。そうした関係を示している図表26の(イ)が、収益費用観〔フロー→ストック〕という計算方式に他ならない。

割引債は、一般的には(つまり、配分思考・評価思考という枠組によれば)、配分思考(収益費用観)に帰属しているとみなされているので、(イ)と同じ関係になくはならない。それを示したのが、(ロ)である。そこでは、受取利息額を、ストック差額としてではなく、利率を媒介として算出しているので、ストックとは関係なく自律的に決定されたとはいえないこともない。そのかぎりでは、既知数ということになろう。そして、それを加算することによって、割引債の第Ⅱ期期末額が導出されたのであるから、そのかぎりでは、割引債の第Ⅱ期期末額は、未知数だっ

図表26

〔Ⅰ期末の商品ストック額〕

$$(イ) \text{ 期首ストック額}300 - \text{Ⅰ期中流出額}100 = \text{Ⅰ期末ストック額}200$$

(物量的フロー)

(自律的決定)

  
既知数


  
未知数

収益費用観

〔Ⅱ期末の割引債ストック額〕

$$(ロ) \text{ 期首ストック額}11,000 + \text{受取利息額}1,100 = \text{期末ストック額}12,100$$

  
既知数？


  
未知数？

収益費用観

$$(ハ) \text{ 期末ストック額}12,100 - \text{期首ストック額}11,000 = \text{受取利息額}1,100$$

  
既知数


  
既知数


  
未知数

資産負債観

たと言えるのかもしれない。このように、(ロ)は、第Ⅱ期期末ストック額が受取利息額の決定を待って算出されたいじょう、加算と減算との相違はあれ、(イ)と同型であることになる。

明言されているわけではないが、割引債は、こうした論理で、配分思考（収益費用観）に属するとみなされているのではないだろうか。しかし、(ロ)におけるこうした論理は、本当に成立するのであろうか。結論的には、こうした論理は、成立しないと筆者は考えている。この(ロ)には、受取利息の自律的決定性（既知数性）および第Ⅱ期期末ストック額の未知数性のいずれについても、問題なしとしない。このうちの前者は、既に述べた③物量的フローの存否の問題に他ならない。つまり、[割引債××、受取利息××]という仕訳には、物量的フローが欠如しているので、その数値を自律的に決定することは、理論的に不可能なのである。ある数値を自律的に決定することと、その数値を何らかの数式によって独立的に算出し得ることとは、けっして同じことではないのである。

その点を明らかにするために、ここでは、後者の第Ⅱ期期末ストック額の未知数性の問題を取り上げよう。割引債の第Ⅱ期期末ストック額は、この時点で、本当に未知数なのであろうか。受取利息額の算出を待って初めて、その数値が判明するのであろうか。

こうした理解は、割引債の評価額が割引現在価値であることを考えれば、理論的に成立しないことは明らかであろう。すなわち、将来キャッシュインフローの時期・金額、および利率が与えられれば、直ちに、各時点の評価額は、定まるはずである。図表22を見れば明らかなように、第Ⅲ期期末における13,310のキャッシュインフローの存在、および10%の利率が確定した段階

で、直ちに、第Ⅱ期期末額、第Ⅰ期期末額、そして第Ⅰ期期首額は、それぞれ、12,100、11,000、そして10,000と一義的に定まってしまうのである。したがって、第Ⅱ期の受取利息額を算出している時点において、第Ⅱ期期末ストック額は、けっして未知数ではなく、既知数なのである。そうであれば、[第Ⅱ期期首額11,000+受取利息額1,100=第Ⅱ期期末ストック額12,100]という演算は、「第Ⅱ期期首額11,000に、受取利息額1,100を加算して、第Ⅱ期期末ストック額12,100が算出された」(A)ということではなく、「第Ⅱ期期首額11,000に、受取利息としていくら加えたら、第Ⅱ期期末ストック額12,100になるのか」(B)ということの意味しているのではないだろうか。このBという命題は、論理的には、「第Ⅱ期期末ストック額12,100から第Ⅱ期期首額11,000を差し引けば、いくらになるのか」という命題に転換できるであろう。つまり、第Ⅱ期期末ストック額12,100および第Ⅱ期期首額11,000は、既知数であり、フロー額である受取利息1,100が、未知数なのである。

こうした理解のほうが、割引債の損益の産み方にそぐっていると言ってよいであろう。

図表26(ハ)が、こうした理解の仕方を示したものに他ならない。そこでは、ふたつのストック額からフロー額が導出されているのであるから、計算方式としては、収益費用観ではなく、資産負債観なのである。

### (iii) 小括

計算方式としての収益費用観・資産負債観という用語は、今日一般化しているが、その概念内容に関しては、必ずしも合意されているわけではない。今日通説となっているのは、配分思考・評価思考という枠組であるが、筆者の考えは、それとはまったく異なっている。(i)および(ii)において詳述した筆者の見解を一表化すれば、図表27のようになろう。

こうした理解に基づくかぎり、一面的損益計算形態と二面的損益計算形態とは、外形的にみても、根本的に異なった処理方法であるし、さらに、その相違を規定しているのが、価値生産活動と資本貸与活動(金融活動)という損益産出活動の相違であることを考えれば、現行会計が損益計算にかかわる処理システムであるいじょう、一面的損益計算形態と二面的損益計算形態とは、峻別されなければならないはずである。

しかるに、今日通説とみなされている配分思考・評価思考という枠組によれば、50ページの図表28の(イ)に示すように、満期保有目的金融資産に関する償却原価は、一面的損益計算形態であるにもかかわらず、二面的損益計算形態の商品(取得原価)と同じく、配分思考(収益費用観)に帰属させられているのである。つまり、配分思考(収益費用観)・評価思考(資産負債観)という枠組と、一面的損益計算形態・二面的損益計算形態という類別とは、ズレがあるのである。通説の見方は、こうした点で、理論的に問題があると筆者は考えている。

その点、図表27に依拠した筆者の理解は、図表28(ロ)のようになる。そこでは、一面的損益計算形態と二面的損益計算形態とが明確に峻別されており、さらに、その相違が、価値生産活動と資本貸与活動(金融活動)という損益の産み方の相違として規定されていることを考えれば、図表28(ロ)のほうが、はるかにスッキリしているであろう。

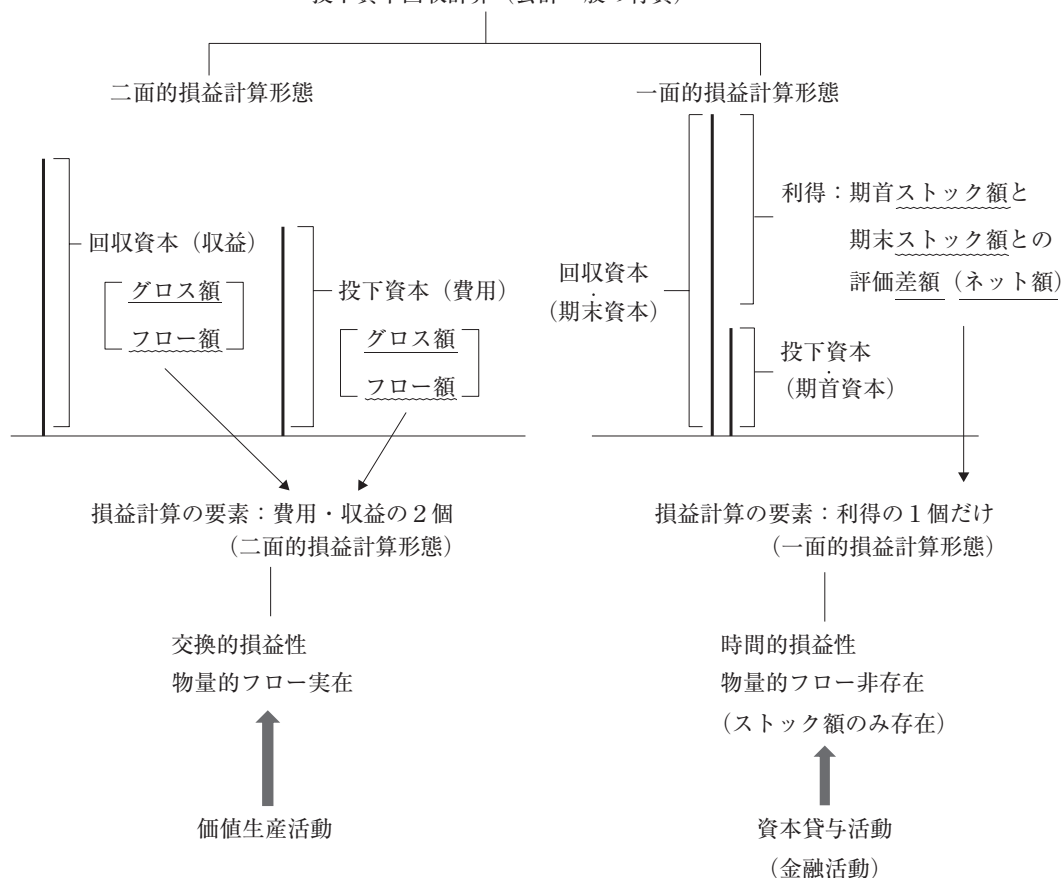
通説と私見とでは、満期保有目的金融資産(割引債)の増価(償却原価)の位置づけが、まっ



図表27

[一面的損益計算形態と二面的損益計算形態との異質性]

投下資本回収計算（会計一般の特質）



たく異なっている。しかし、以上のような検討結果によれば、通説が理論的に破綻していることは、明らかであろう。

本稿の当面の目的は、満期保有目的金融資産の減損に関する妥当な処理規約の策出にあるのであるが、ここでは、図表28の（イ）ではなく、（ロ）のような体系（図表27のような理解）に位置付けられているものとしての満期保有目的金融資産（割引債）を念頭において、議論することとしたい。

## （2）満期保有目的金融資産の減損処理に関するふたつの類型

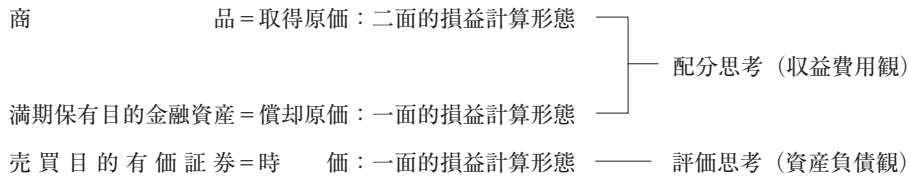
米国の実践においては、久しくFASBのSFAS第15号（1977年）に準拠して、プロスペクティブ方式が採用されてきたが、1993年以降は、SFAS第114号に基づいて、キャッチアップ方式が採用されるに至った。そのため、日本における理論的検討にさいしても、このふたつの方式の優劣を問う形で議論されることが多いようである。それに、筆者にしても、結論的には、プロスペ



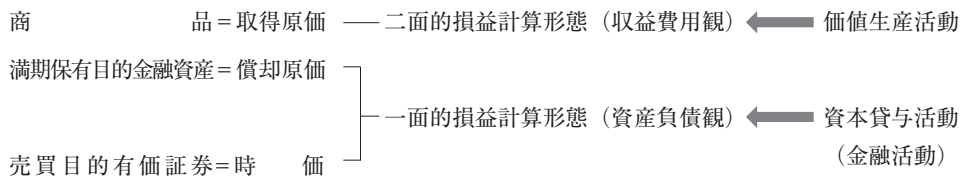
図表28

[計算方式としての収益費用観・資産負債観についての見方]

(イ) 通説 (配分思考・評価思考という枠組)



(ロ) 私見



クティブ方式が妥当であると考えているので、プロスペクティブ方式と、それと著しく異なった処理方法であるキャッチアップ方式とを対比的に検討すれば、よいであろう。そこで、プロスペクティブ方式を (i) において、そしてキャッチアップ方式を (ii) において取り上げることとしたい。

(i) プロスペクティブ方式の概要

まず、プロスペクティブ方式を概観することにしよう。ここでは、とりあえず、図表22での事例から出発する。すなわち、会計期間が1年であるとして、第I期期首に、3年後に13,310の償還額が約束されている割引債を、10,000で購入したとする ( $13,310/1.1^3 = 10,000$ 、つまり、利子率は10%)。しかし、第II期期末に至って、約束された償還額が、13,310から12,826に減少したとしよう (将来の期待償還額が改定されたこの第II期期末を、以後、単に「改定時点」という)。第II期期末の簿価は、 $12,100 (= 13,310/1.1)$  であるから、第III期における利子率は、実質的には、 $6\% (= (12,826 - 12,100)/12,100 = 0.06)$  になったわけである。

このように、将来の償還額を減少する約束が新たに結ばれた場合、プロスペクティブ方式によれば、その利子率の低下は将来期に発現すると考えるのである。これがいわば原則的な考え方であると言ってよいであろう。ただし、その減少する償還額が、改定時点の簿価より小さい場合には、この原則的な考え方により処理すると、金利がマイナスになってしまう。一般的には、「金利がマイナスとなってしまうような事態は現実離れしており想定し難い」(米山 [2003] 43ページ) とみなされ、改定時点において、簿価を償還額まで切り下げ、その切り下げ額を減損として計上する (したがって、それ以後は、受取利息は零となる)、という処理がいわば例外として認められている。こうした理解には、問題があると筆者は考えているが、ここでは、当面、一般的理解に

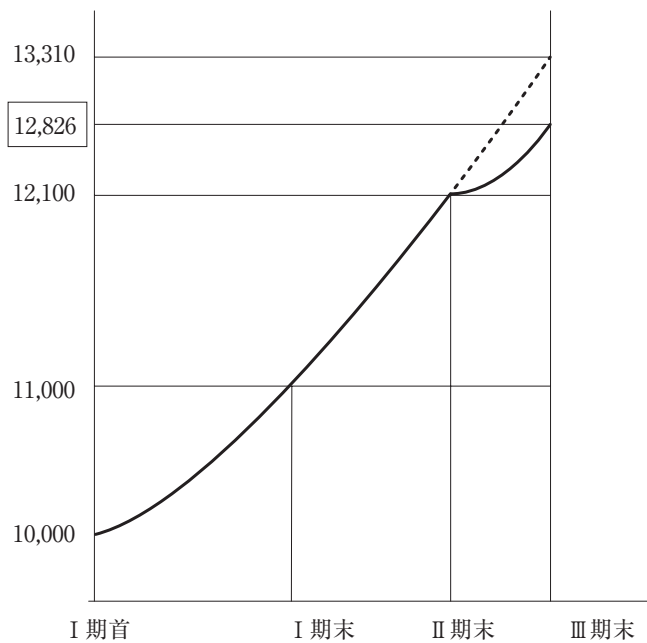
従って、a [改定された償還額>改定時点の簿価]（利率の側面から見れば、[当初の利率>改定後の利率>0]）のケースと、b [改定された償還額<改定時点の簿価]（[当初の利率>0>改定後の利率]）のケースとを識別しておこう。

まず、上述の事例（つまり、第Ⅱ期期末時に、第Ⅲ期期末の償還額が、13,310から12,826に改定されたという事例）を用いて、前者aの原則的処理方法を描けば、次のようになろう。

図表29

[プロスペクティブ方式（原則的方法）]

(イ) a [改定された償還額12,826&gt;改定時点の簿価12,100] のケース

(ロ) 改定後の利率： $(12,826 - 12,100) / 12,100 = 6\%$ 

第Ⅱ期期末の資産評価額：12,100（簿価のまま）

第Ⅱ期期末の減損：なし（計上せず）

第Ⅲ期期末の受取利息額： $12,100 \times 0.06 = 726$ 

(ハ) 仕訳

第Ⅰ期期首：割引債10,000, 現金10,000

第Ⅰ期期末：割引債 1,000, 受取利息 1,000（ $= 10,000 \times 0.1$ ）第Ⅱ期期末：割引債 1,100, 受取利息 1,100（ $= 11,000 \times 0.1$ ）第Ⅲ期期末：割引債 726, 受取利息 726（ $= 12,100 \times 0.06$ ）

現金12,826, 割引債12,826

こうしたプロスペクティブ方式について、筆者は次のように理解している。すなわち、この方式によれば、会計は、現在までに生じた経済事象を記録する役割を担っているのであるが、償還額の改定は、第Ⅲ期期末の経済状況に関するものであり、第Ⅱ期期末に至って初めて判明したものであるいじょう、第Ⅱ期期末時点で見ることかぎり、将来事象に他ならない。したがって、第Ⅱ期期末における割引債の評価にはかかわりがないし、かつ、第Ⅱ期期末に減損を計上すべき事象も生起していないのである。期待償還額が13,310から12,826にまで低下したことの影響は、第Ⅲ期において、利率の6%への低下として発現する、というのがプロスペクティブ方式の発想であると言ってよいであろう。

そうした発想に基づけば、一方、満期保有目的金融資産としての割引債に反映すべき、第Ⅱ期期末時点までに発生した事象は、すべて、12,100に反映されているいじょう、第Ⅱ期期末における割引債の評価額は、簿価12,100のままでありである。他方、第Ⅱ期期末時点においては、将来の償還額が減少したにすぎないいじょう、かつ、設備資産のように、将来の期待キャッシュフローの減少に起因する清算・再投資といった経済事象が随伴しないいじょう、減損が生起することもない。したがって、第Ⅱ期期末において、仕訳は生じ得ないのである。それに対して、第Ⅲ期には、償還額の減少の影響を受けて、実質的利率が、10%から6%に低下したのであるから、そのことが、受取利息額の大きさに影響し、第Ⅲ期期首の投下資本額（それまでの元利合計額）は12,100であるにもかかわらず、受取利息が、1,210（ $=12,100 \times 0.1$ ）から、726（ $=12,100 \times 0.06$ ）に減少するのである。

これが、プロスペクティブ方式の原則的な考え方であると筆者は考えているが、しかし、b〔改定された償還額<改定時点の簿価〕のケースについては、厄介な問題が生ずる。すなわち、第Ⅱ期期末時点における改定期待償還額が、簿価12,100より低い11,616であったとしよう。その場合の実質利率は、マイナス4%になってしまう（ $(11,616 - 12,100) / 12,100 = -0.04$ ）。「マイナスの受取利息の発生とは何か」という問題が、ここに浮上する。おそらく、それへの対応策として、このようなケースbの場合には、第Ⅱ期期末において、簿価を改定償還額まで切り下げ、その切り下げ額を減損として処理してしまうのである。その結果、それ以後の各期には、受取利息額は、零となるのである。

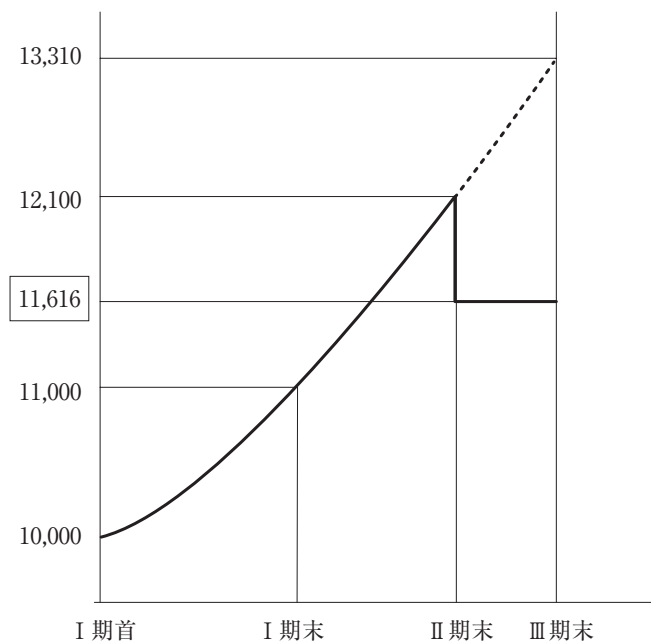
一般的には、これが、b〔改定された償還額<改定時点の簿価〕のケースに関するプロスペクティブ方式の処理とみなされているようである。筆者は、そのようには考えていないが（この処理が、プロスペクティブ方式の発想に適しているとは考えていないが）、ここでは、仮に例外的方式とよんでおこう。そうした一般的理解に基づけば、図表30のようになるであろう。

第Ⅱ期期末の割引債の評価額を11,616に切り下げることは、資産の評価に回収可能性を反映させることであるから、損益計算の論理に悖っている（財産計算あるいはリスク・実態表示の論理になっている）。つまり、図表30の処理は、損益計算を計算目的とする図表29（プロスペクティブ方式）の発想とは異なっており、したがって、プロスペクティブ方式の論理を採求するとしたら、修正が必要であると筆者は考えているが、それは後述するとして、当面、この図表に従って、議

図表30

[プロスペクティブ方式（例外的方式）]

(イ) b [改定された償還額11,616 &lt; 改定時点の簿価12,100] のケース

(ロ) 改定後の利子率： $(11,616 - 12,100) / 12,100 = -0.04$ 

第Ⅱ期期末の資産評価額：11,616

第Ⅱ期期末の減損： $11,616 - 12,100 = -484$ 第Ⅲ期期末の受取利息額： $11,616 - 11,616 = 0$ 

(ハ) 仕訳

第Ⅰ期期首：割引債10,000, 現金10,000

第Ⅰ期期末：割引債 1,000, 受取利息 1,000

第Ⅱ期期末：割引債 1,100, 受取利息 1,100

減損 484, 割引債 484

第Ⅲ期期末：現金11,616, 割引債11,616

論を進めることとしたい。

(ii) キャッチアップ方式の概要

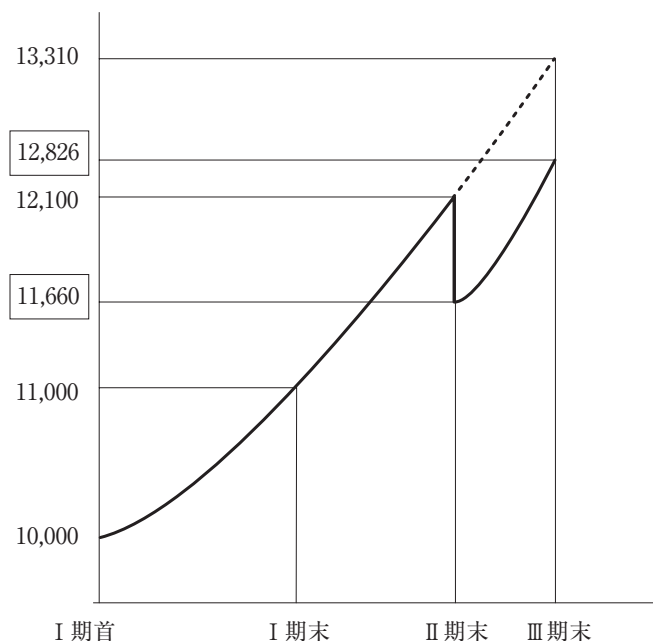
次に、キャッチアップ方式を概観しておこう。再び図表29の事例（第Ⅱ期期末時に、第Ⅲ期期末の償還額が、13,310から12,826に改定されたという事例）を用いれば、その処理は、図表31のようになる。

キャッチアップ方式によれば、割引債の第Ⅱ期期末額は、改定期待償還額12,826を、当初の利

図表31

[キャッチアップ方式]

(イ)

(ロ) 第Ⅱ期期末割引債評価額： $12,826 / 1.1 = 11,660$ 第Ⅱ期期末減損額： $12,100 - 11,660 = 440$ 第Ⅲ期期末受取利息額： $12,826 - 11,660 = 11,660 \times 0.1 = 1,166$ 

(ハ) 第Ⅰ期期首：[割引債10,000, 現金10,000]

第Ⅰ期期末：[割引債 1,000, 受取利息 1,000] (簿価 $10,000 \times 0.1 = 1,000$ )第Ⅱ期期末：[割引債 1,100, 受取利息 1,100] (簿価 $11,000 \times 0.1 = 1,100$ )

[減損 440, 割引債 440]

第Ⅲ期期末：[割引債 1,166, 受取利息 1,166] (改定簿価 $11,660 \times 0.1 = 1,166$ )

[現金12,826, 割引債12,826]

子率10%で割引いた数値に他ならない。しかし、第Ⅲ期における実質的な利率は6% ( $(12,826 - 12,100) / 12,100 = 6\%$ ) に低下しているのであるから、10%で割引くかぎり、一方、第Ⅱ期期末の改定割引債額11,660は、当然、第Ⅱ期期末の簿価12,100より低くなる。したがって、ここに、必然的に、第Ⅱ期期末において、減損が発生することになる ( $12,100 - 11,660 = 440$ )。他方、第Ⅲ期期末においては、実質的には6%に低下したにもかかわらず、10%で割引きたいじょう、改定簿価に対して、従前と同じく、10%の受取利息額 ( $11,660 \times 0.1 = 1,166$ ) を獲得することとなる。

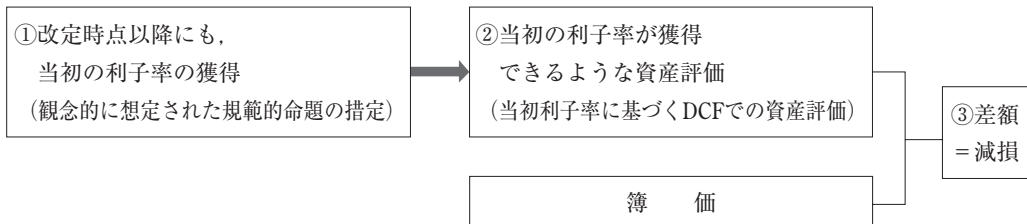
このキャッチアップ方式の著しい特徴は、改定時点(つまり、将来の期待償還キャッシュフロー

を改定した第Ⅱ期期末時点）の前後において、同じ利子率（当初の利子率）10%に基づいた受取利息額が計上される点にある。しかし、改定時点以降における実質的な利子率は、10%から6%に低下しているのであるから、何もしなければ、10%の利子率は、得られるはずがない。それなのに、10%の利子率が得られたのは、言うまでもなく、10%の利子率が得られるようになるまで、あらかじめ簿価を切り下げて、減損を計上したからに他ならない（つまり、10%の利子率が得られるように、あらかじめ、簿価を12,100から11,660にまで切り下げておいたからに他ならない）。このように、割引債の評価額を切り下げたいじょう、予測どおりに事態が推移すれば、改定時点以降において、改定時点以前と同じ利子率（この場合、10%）に相当する受取利息額が得られるのも、きわめて当然のことと言えよう。

キャッチアップ方式においては、以上のように、改定時点の前後で同じ利子率（当初の利子率、この場合10%）による受取利息が獲得できなければならないということを大前提にして、それが可能であるように（同じ利子率（当初の利子率）による受取利息が獲得できるように）、割引債を、当初の利子率による割引現在価値で評価し、かつ、その改定割引現在価値と簿価との差額を、改定時点に、減損として計上するのである。

以上のようなキャッチアップ方式の全体像を纏めれば、次のようになろう（DCF：割引現在価値）。そこでは、改定時点以降においても、改定時点以前の利子率（当初の利子率10%）に相当する受取利息が獲得されるべきだ、という観念的に想定された規範的命題が、議論の起点になっている点には、くれぐれも留意すべきであろう。

図表32



こうした全体像によれば、キャッチアップ方式については、当面、次の3点を組上に載せなければならぬ。

- ① 損益計算に関して、改定時点以降において、当初と同じ利子率による受取利息額を獲得できることの根拠（波線部分）
- ② 資産評価に関して、改定時点における割引債が当初利子率に基づく割引現在価値で評価されることの根拠（一重下線部分）
- ③ 改定時点において、減損の仕訳が計上されることの根拠（二重下線部分）

× × × × ×

結論的には、満期保有目的金融資産の処理方式としては、キャッチアップ方式ではなく、プロ



スペクティブ方式が妥当であると筆者は考えている（ただし、既述のように、図表30については是正の余地がある）。そこで、（3）において、まずキャッチアップ方式に関する3点の理論的問題点を検討しよう。もちろん、プロスペクティブ方式に批判的な見解もあるので、（4）において、そうした批判的見解の問題点を俎上に載せることにする。

#### 参 考 文 献

- 笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会  
米山 [2003]：米山正樹著『減損会計——配分と評価（増補版）』森山書店